

第十九回 参議院水産委員会會議録第十九号

昭和二十九年四月十二日(月曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

四月八日委員青山正一君辞任につき、その補欠として、徳川頼貞君を議長に於いて指名した。
四月九日委員徳川頼貞君辞任につき、その補欠として、青山正一君を議長に於いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員 野田 俊作君
森 八三三君

政府委員 外務政務次官 小瀧 彬君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
環境衛生部長 森 八三三君
事務局側

常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 森 八三三君

水産庁生産部長 永野 正二君
通商産業省通商 森 八三三君
局農水産課長 森 八三三君

本日、の会議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
(ビキニ被爆事件に関する件)

(補助金等の臨時特例等に関する件)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員会を開会いたします。

議題の順序を変更しまして第一に、ビキニ被爆事件に関する件を議題に供します。

本日外務省の小瀧政務次官が参つておられますので、只今から質疑に入り

ます。

○千田正君 先般当委員会において一応外務当局並びに水産当局からビキニ環境における我が漁船、漁夫被爆事件に関する折衝の過程の御報告をいたした

のでありますが、その後更に昨日まで引続きまして日本の漁船及び漁獲物等の放射能その他が見出されるというよう

な問題が起きておりますし、又米側との対折衝におけるとの過程は相

当進んでおるものと我々国民としては考えられますので、その後におけると

ころの折衝の過程を事務局から、幸い本日は小瀧政務次官が見えておられ

ますので、この問題についての経過の御報告を得たいと思ひます。

もう一点は、先般衆参両院におきまして決議いたしましたところの原子兵器の実験に対するところの禁止のいわ

ゆる決議案に對しまして、政府として今後とるべき措置並びに特に損害をこうむるところの我が日本の漁船、漁民に對するところの今後の方針について承わりたいと思ひますので、取りあ

います。

○政府委員(小瀧彬君) 過般の本委員会におきまして三月三十一日に書面を以て米側へ今後の実験に関する、又危険区域に関する申込をしたことを御報告申上げたこと記憶いたしておりま

す。その後この申込につきましては在米井口大使にも再三電報で回答方を督促するように申入れることを訓令し、

又日本側でこの問題に非常な重大なる関心があるからして米側のはつきりした態度を回答するように要求いたしたのであります。この要求に對しましては、先ず日本側へ回答をよこします

る前にもうすでに新聞でも御承知の通り先週の日曜日に米側としては聲明書を発表いたしました。この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存じのことでもありますが、この内容は御存

うわけではございませんので、いろいろ実験に関する問題、即ち実験の日にちをきめるのは天候の関係等も考慮しなければならぬとか、或いは危険区域を余りに縮小するといふと、却つて生命財産、漁民の生命、財産、漁業上に被害が大きくなると、いろいろ向うの困難の立場を述べて来ているのであります。日本側の申出の趣旨というものは十分検討を加えていられるようでありまして、これはまだ交渉中でありまして、この内容を一々御披露する段階に至っておりませんけれども、本日参議院の本会議において外務大臣も説明いたしました通り、今後更にこれらの点については交渉を續けて行く考えであります。そうしてできるだけ被害を少くするという点に最善を尽したいと考えております。

次に本院における決議は早速ニューヨークにおきます沢田大使にこれを電報をいたしまして國連の事務局長へ決議を提出し、そしてこれが適正なる取計らい方を申出でされたのであります。日本は國連の加盟国でもありませ

んので、その取計らいの方法については一々指示する立場にございせんけれども、これが如何に重大であるかと、重大な問題であるかという点は沢田大使からその決議を提出いたしましたときに事務局長に説明いたしましたのでございまして、又關係諸國の代表に對しても沢田大使からこの趣旨の存するところを十分説明して協力を願うように措置いたさせておりますか

ら、必ず國連側においてもこれを取上げるであらうと、何かの方法で日本の熱望するところを実現するように協力してくれるであらうといふふうに期待いたしております。なお結局この問題、國際慣例の問題であるとか、或いは原子兵器の使用禁止区域というやうな問題は國際的に十分世論を喚起する必要がありまして、その意味を以ちまして在外各公館にもこうした問題を十分に通達いたしまして世論の喚起によつて今申しました決議の趣旨が早く実現できるように今後とも努力いたしたいと考えております。

なお今後このやうな事件が仮に起つた場合は如何なる措置をするか、この方針はどうかという点、只今御質問の最後にあつたと思ひますが、国内的には各關係官庁間で話し合ひをいたしまして、十分さうした場合には、その他又特にさうした被害をないやうにして行くといふことには政府として十分の措置をとらなければならぬことは勿論であります。外務省といたしましては仮にさういふ事態が起るといふことがあれば、勿論それに対しては日本政府として要求すべき点は十分要求し、又さうした事件の再発というものを防止するやうな措置を相手國がとるやうに要求する考えでございまして、けれども、併し最も根本的な問題はさうした被害が全然ないやうにすること

が最も必要でありまして、その意味で先ほど指摘いたしました三月三十一日の申入れについては更に交渉を繼

づいて行つていくと思ひます。

以上で本日の會議は終了いたします。

○委員長(森崎隆君) 以上で本日の會議は終了いたします。

○政府委員(小瀧彬君) 以上で本日の會議は終了いたします。

○政府委員(小瀧彬君) 以上で本日の會議は終了いたします。

○政府委員(小瀧彬君) 以上で本日の會議は終了いたします。

○政府委員(小瀧彬君) 以上で本日の會議は終了いたします。

続いたしまして、これまで日本側が体験したような損害が起らないように、十分先方とも連絡して、アメリカ側が必要措置をとるよう十分強力に申入れをして、そうした話し合いを遂げたいと考えている次第でございます。以上今の御質問に對しまして足りないところもありましようが、一応私の答弁といたします。

○千田正君 大體の答へは了解いたしますが、本日参議院におけるこの緊急質問に對するところの外務大臣の御答弁も伺つておりますが、これは外務大臣としては原子爆弾のこの実験に對しては協力するということを言つておられます。併し我々日本人の考へている今の国民感情の殆んど大部分の考へ方というのは、その補償とか、そういうことよりも、何よりもとにかく原子爆弾の実験の被害を我々は受けたくない、早く言えば広島、長崎においてこれは戦争の際であるから、まあ不幸にして我々は被った、そのときの被害のあの大さ、その後平和になつて而も日本は独立した今日において、独立した日本人が実験の犠牲になるということは到底これは堪え得られない。希くはアメリカはアメリカの国土のうちどこかを見付けて、そこで実験してもらいたい。日本は、平和な産業に従事しているところのこの漁民の人たちが、モルモットのような一つの実験の対象に使われたくない。これが今日の日本人の殆んどすべてが持つところの感情であらうと思ふし、その反映が衆議院及び参議院におけるところのいわゆる決議となつて現れたものと私は考へるのであります。そこでいろいろ今小龍次官のおつしやつた点について

て、まあ補償の問題、これはまあ当然起きてしまつた問題に對しては当然これは補償を要求しなければならぬ、更に今後にそういうことのないように取計らうけれども、若し不幸にしてそういう事態が起きた場合には、これは勿論補償請求をすることは当然のことではあります。が、我々の心配するところは、あの第一回の、今度のいわゆる最近問題になりました第五福龍丸の起きた被害から、更に引續いて二回くらい、いわゆる又試験をやつておられるやうであります。その結果直接の被害が起きなかつたとしても、最近帰つて来るところの漁船には相當の放射能が附着している、浸透している、これがまあ現在の姿である。そうして殊にこの原子爆弾に對するところの犠牲に對する、或いはこの兵器の使用という問題に對して重大なるいわゆる考へ方を持つておられるのが、むしろ日本の政府、当局よりも現在においては印度なり、或いはイギリスなりその他の國々が更に強い人道に對して考へを持つて世界の人道に訴へつつあるということ、我々は考へた場合に、私はむしろ現在の政府の行き方が少し手ぬるいじやないかという要求を持つておられます。そこで只今の経過の御報告の中に、勿論外務省としては手落ちなく先方に向つて要求しては手落ちなく先が、我々漁民の代表から考へた場合に、先ほど申し上げた通り第五福龍丸以降今まで二度くらいあるやうであります。が、そういう場合今後何回か或る期間のうちにやられるであります。うが、これは前以て承知する方法がないのか、そうしてできるだけこの被害

を回避したい、回避しなければならぬ。そういうのが日本の国民の今の考へでありますので、若しそれがわかることができればその方法をとりたう。ところが先方は恐らく秘密保持という立場からその期日或いは時間等に對しては或いは明示しないかも知れません。併しおおよその、例えば三日間なり五日間の間はこの地方に操業することは遠慮してもらいたいとか、或いは迂回してもらいたいとか、何らかの前以てのいわゆる報告なり予知なりを受けなければ今後まあいふやうな被害を或る程度受けなやならないだらう。そこで先般もアメリカの原子力管理委員長が言つた通り、原子爆弾の実験は単なるその実験のみが主体じやなくて、実験をする際におけるところの被害を防禦しつづけることも重大なる任務の一つであるということを発表しております。でありますから我々として先ほども述べたこの点、いわゆる前以て予知できるかどうか、秘密保持の意味から嚴格にそういうことをとつてもらつてもいいが、とにかく現実の問題としてはその近くにおいて操業し、或いはその近くを航行するところの船舶或いは漁船が被害なくして、とにかく航行なり操業なりできる方法があるかどうか、そういう問題に對して突つこんでアメリカ政府に對して要求しておるかどうか、この点を先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小龍彰君) お説誠に日本側としては御尤もでありまして、そういう点も話し合ひをいたしておるのであります。日本としては事前に知らせてもらう、又実験が当分行われぬ際には六月末以前といえども日本船の航行を回避したい、回避しなければならぬ。そういうのが日本の国民の今の考へでありますので、若しそれがわかることができればその方法をとりたう。ところが先方は恐らく秘密保持という立場からその期日或いは時間等に對しては或いは明示しないかも知れません。併しおおよその、例えば三日間なり五日間の間はこの地方に操業することは遠慮してもらいたいとか、或いは迂回してもらいたいとか、何らかの前以てのいわゆる報告なり予知なりを受けなければ今後まあいふやうな被害を或る程度受けなやならないだらう。そこで先般もアメリカの原子力管理委員長が言つた通り、原子爆弾の実験は単なるその実験のみが主体じやなくて、実験をする際におけるところの被害を防禦しつづけることも重大なる任務の一つであるということを発表しております。でありますから我々として先ほども述べたこの点、いわゆる前以て予知できるかどうか、秘密保持の意味から嚴格にそういうことをとつてもらつてもいいが、とにかく現実の問題としてはその近くにおいて操業し、或いはその近くを航行するところの船舶或いは漁船が被害なくして、とにかく航行なり操業なりできる方法があるかどうか、そういう問題に對して突つこんでアメリカ政府に對して要求しておるかどうか、この点を先ずお伺いしたいと思ひます。

或いは漁業を実施させたいのでありますから、そうした点をばつきりできるようにという点も先方に申入れておるのでありますけれども、先刻もちよつと申しましたように秘密保持という点ばかりでなしに、何月何日に必ず行ふというように前触れに予定を立ててやるということとは實際問題として至難のようでありまして、風とか或いは天候とかというやうな点、實際に適する気象というやうな点もあるやうであります。この点から考へると危険区域については相當広く認めるというところは漁業には影響ありますけれども、広く認めて、そうして危険を少なくするという方法はともかくとして、日にちを大體のところでも通報してやるということにすると今申しましたやうな理由で實際問題として非常な困難があるやうであります。そしてそういう措置をとりました場合、それで数日前には船をその危険と思はれる区域から立退かすというやうな場合において、果して迅速に通報し、又仮に前以てその期間が知れておつても、それに対して警戒措置をとることができるといふか、必ず実験の行われる前に一隻も船がいらないやうに、或いは飛行機を飛ばし、或いは無電を使つて、本當に落ちないところの警戒措置がとれるかどうかというところに、十分なる自信を持ち得ないというやうな点があります。ためにこの実験の都度において前以て通報するといふことは、どうしても實際問題として非常に困難であるといふのが先方の申分でありまして、更に何かいい方法はないかと、今後とも交渉を續けて行くつもりでありますけれども、こ

れまで私どものほうに判明いたしましたものは、このやうな關係からして、今千田さんの御指摘の点は私どもも是非貫徹して、向うに承服、承認させていただきます。でありますけれども、事實今までの経過においては説得することは困難であり、又そうすることは却つて危険を日本の漁船にもたらす虞れがあるやうにも考へられますので、今のお説のやうな点を実現、実行するということは、相當困難があるというのが現状の只今の段階であります。

○千田正君 そうすると、今のお答へから言ふと、前以て予知ができません。当然やはり危険が継続する。こゝうなるといふと、補償の問題が、單なる損害を直接受けたものにだけ及ぼす問題じやないと思ひますが、今度の場合におけるところの損害の補償の要求は、單に第五福龍丸、或いはその他の、いわゆる検査機関によつて調査した分の直接被害だけを要求しているのか、それともこういうやうな問題によつて起つたところの小企業、例えば仲買であるとか、或いは小売魚商であるとかの、この約二週間ぐらいに亘つての商売ができなかつた、あつたやうな被害等も含んでいふのか。それからまあいわゆる漁民の家族たちの、あの不安な念に駆られて、そうして親父さんが病院に入つていて、その間どうしてくれるかというやうな問題も出て来ているのですが、そういうものを全部引つくるめて、いわゆる損害の補償を要求しているのかどうか、この一点と、それからこれは外交上の問題でできると思ふので、大きな将来の私は示唆に思ふので、特に外務次官に聞きたいのですが、この南太平

○政府委員(小薗彬君) 補償につきましては、実はまだこれだけの額を、これだけの期間に対して出してくれというようなことを、具体的には申入れておりません。補償を要求するという原則は、勿論先方に十分徹底させておりますし、先方も補償すると申しておりますが、この具体的な補償額というものにつきましては、関係省の協議会で一応中間的な見積りもできたようでありまするけれども、先方へ出すという段階には至っておりません。そこで、一問一答的な損害についても補償要求をするつもりかどうかという点でありますが、この間接的な被害を測定することは、実際問題として相当困難なようであります。御指摘の漁夫の家族の生活費というようなのは、むしろ

それから、こういう重要な漁場を失つたから、代替の漁場を要求する気持はないかという点であります。これは皆交渉の際において十分日本側から説明して、この遺憾な出来事を活用する、と言うと言葉が悪いかも知れませんが、単に水産関係の問題のみならず、その他の経済関係における交渉においても、この問題は随時米國側に徹底させて、そして日本全体としての被害を少くするという方針で進まなければならないということは、千田さん御指摘の通りであります。現にアメリカも中共との貿易において、日本が相当不利な立場にあるということを確認しまして、東南アジア関係においても、できるだけ米國は日本を支援しようというような態度にも出ておりますので、この御指摘のような申入については、米國側も当然考える気持であらうと考えます。ただ水産業につきましては、私から申上げるまでもなく、その水域におけるところの水産資源の保護という立場もありますから、右から左へ、片一方で損害があるから、片一方の漁場を開放しようというように、一足飛びに話はまとまらないかも知れませんが、私どももいたしましては、そうした努力を十分いたしたいと考えております。

○千田正君　そうしますと、今までの問題としましては、当時被害がビキニの周辺において、我が日本の第五福龍丸は禁止区域外にあつて被害をこうむつたという確認と、それに対する何らかの補償を考えるという程度にしか、現在のところ運んでおらないと、かように了解してよろしいのであります。か折衝の過程を今まで承りました。

が、現実において外務当局としましては、いわゆる当時の被害の状況を調査した結果を中心としまして、核心としまして、これに対する確認と補償、そして今後に対する補償、そして今後に対するところのどのような不幸な事態が生じないような善処方の要望、それにもかかわらず、不幸な損害を受けた場合に対して、それに対する補償をどうするか、こういうようなことを主題として申込んでおられたようなお答えをして頂いておりますが、それに対して補償の額、或いは直接被害に対しては補償するけれども、間接の件はどうなるかという問題も出ておらない。現在の、いわゆる現実の今の問題としましては、当時危険禁止区域外にあつた第五福龍丸に対する、いわゆる位置に対する確認であるとか、損害に対する確認とか、漁具に対するところの補償とか、船舶に対するところの補償とか、そういう点に対しては、応了承したけれども、あのとところはまだはつきりしておらない、かように了承しているのであります。

○政府委員（小澤彬君） その通りであります。ただ併し第五福龍丸のあとに二船被害を受けたものもありますので、こうした損害に対しても、当然日本側としては、補償を要求するということは当然であります。

○千田正君　ほかの同僚諸君から、なおこの問題についてはいろいろお尋ねがあると思いますが、これは只今、いわゆる太平洋地域において、而もビキニ周辺においての漁場が、かくのごとく制約されたとするならば、どこかにおいて、北洋漁業その他に対して例を言つたのでありますが、アメリカ側

な原爆の危険にさらされ、李承晩ラインなどという一方的な制限によつて、日本の漁場は減らされる、或いは支那海に行けば中共から拿捕される、或いはアラフラ海の漁業の問題、四面海をめぐらしておるところの領土の狭い日本は、海こそは日本民族の活躍の舞台であるにもかかわらず、こういう面が狭められて行く、こういうふうなことは独立した日本の将来の原始産業の一つであるところの日本の水産業というものは、疲弊の一途を辿る以外にはないのであります、これを外交的に打開し、そして日本の産業を育成するという意味から行けば、この平和會議等にもなつても、仮に正面切つて参加できないとしても、外務省としてはあらゆる手を通じ、この問題の打開の方法を考えられるのが至当であると思うのであります、この点はどうか。その点お答えを頂きたいと思ひます。

○政府委員(小淵彬吉) 御尤もであります。今度のジュネーブ會議は戰間に參加した国に対して四国が招請求を發するということになつておりますので、日本はその戰間に參加したというカテゴリーに入らないために、招請されておられませんけれども、韓国が今後どういふようになるか、朝鮮問題が如何に解決せられるかということは、朝鮮に近接するところの日本としては、重大なる關係がありまゝるので、日本と關係の深い友好国に対して、日本の立場を十分に説明し、又日本の立場を理解してもらふのみならず、この會議において日本に關係のあるようなものが論ぜられる段階に仮に達した

としますれば、日本の立場を十分考慮して、そうした問題の解決に當つてもらいたいという意思はすでに表明いたしておるのであります。殊に日本は戰闘には參加いたしませんでしたが、國連の朝鮮における軍事活動については便宜を供与して来た關係もありまゝから、当然そうした主張をする資格を十分持つておると考えるのであります。御指摘のように李承晩ラインの問題であるとか、或いは中共による日本漁船の拿捕というふうな点は日本の水産界のみならず、日本の經濟にとつて重大な關係がありまゝからして、そうした問題に何らかい解決が見出されるということとは我々の希望して止まないところであり、政府としてはあらゆる機会に直接會議に參加しなくても、日本に關係のある問題が有利に解決されるように十分配慮をいたしたい。各國と連絡をとり、又會議の進行状況等も十分に監視して、日本の欲するような解決とまでは行かないにいたして、日本の利益が十分勘案せられて、そうした解決策が見出されることのために協力いたしたいと考えておる次第でございます。

○千田正智 よく御趣旨はわかりました、そこで現在の水産業界の人たちの団体の代表のかたが、政府と共に表裏一体となつて、仮に公的な立場において交渉できなくても、せめて日本の水産界の現状を訴えて、各國の了解の下に、この今までの不幸な出来事を緩和し、そして隣国との親睦を図りつつ、日本の産業を維持して行きたい。これはどうしてもやはり各國の了解を得なければならぬ。この十分な了解運動を促進する意味から言つて

も、今度のジュネーブの會議に日本の政府が公式な立場で參列しなくても、今の外務次官がおつしやつたように、あらゆる機会を捉えてこうした問題の解決に當りたいという御趣旨であるならば、業界の代表も參加してこの問題の解決の衝に當りたいという希望を持つておるようでありまゝから、そういう点において、若しも業界のメンバーがジュネーブにおけるところの、或いは裏面工作と言ひますか、或いは私的折衝と言ひますか、そういう意味において參加したいという場合において、外務省としましては許可するお氣持がございませうかどうですか。

○政府委員(小淵彬吉) 先ほども申しましたように、日本の水産界にとつて有利なことであれば、他の重大な問題に支障のない限り、できるだけあらゆる手段を動員して、政府としては有利な解決をしなければならぬ立場でありますから、若し御指摘のようなやり方が役に立つということになれば、政府は当然これを援助して差支えないものと考えます。ただジュネーブの會議というものは、今統一行動云々というふうなこともいろいろ論ぜられておりますし、どういふ形態をとつて、どういふ進行ぶりを見せるのか、にわかに即断を許さないものがありますけれども、業者のかたが會議のある際にジュネーブに行かれるということについては、仮に政府は積極的に後援できないまでも、これをとめる理由はないと考えます。旅券法においても正当な業界の利益のために海外に行かれる、而も場所がスイスであるというふうな場合には、これをとめるというふうなことは法律的にもないことであるので、

これをとめるというふうなことは勿論なし得ないのであります。スイスには公使館もありますし、ジュネーブには總領事館もあります、いろいろ國際會議に關連した仕事を領事館でいたしておりますが、今度の會議には直接參加しておりませんので、この領事館の者が參加はしないまでも、十分會議の進行ぶりなどについて必要な報告を本省に通達するというふうなことは、これは當然の任務としてやるべきことでありまゝから、今御指摘のような人が向うに行かれる際、いろいろ政治的な機微の深い會議でもありますので、どこまでもお手伝いできるかは今直ちにはつきりした想定をすることはできませんけれども、今お話のような措置が役に立つという見通しが立てば、外務省の出先としても十分便宜を供与すべきは當然であると考えます。

○委員(長(森崎勝君) ビキニ被爆事件につきまして、はかに外務省關係その他に御質疑ございせんか。……私から一、二だけお聞きしたいと思ひます。先般も本會議で御質問申上げたと思ひますが、この補償、今千田委員からもお聞きのように、補償の問題で具體的な折衝をする数字が出る段階に至つてゐるか、その点はどうなんですか。

御説明の通り、まだ具體的な金額を入れた御折衝にお入りになつておらないようでありまゝから、国内的に我々水産庁その他の關係をいたしましては、御承知のようにこの問題の被害と申しまゝから、影響と申しまゝから、いろいろ多岐に亘つておるわけでございます。そのうち事實の調査が済み、或る程度損害額の確定いたしましたものから逐次切離して交渉をする、そして残りの問題につきましてはむしろ今後又要求あるべしという保留を附加えまして、逐次問題を解決して行かなければならぬのではないかとこの態度で今やつておるわけでございます。

○委員(長(森崎勝君) それでは、外務省に聞きます。その間取りあはず概算の形を行うような意思があるかないか、それはないと思ふが政府自体に、これは水産庁ですが、取りあはず被災者に対して今の生活費、治療費、その他をどういふように具體的に補償して行くつもりであるか、この前お聞きした中心をなした質問だと思ひますが、それを政府はアメリカとの補償の問題が解決するまでは、被災者のほうをそのまま棄てておくということはないと思ふ。勿論治療その他のことはやつておりますけれども、家族の問題、又船の代船建造問題、再出漁の準備態勢というふうな問題、いろいろ問題があるわけでありまゝから、それは一日もおろそかにできない問題だと思ひます。ですからこの際私たちが期待しておりますのは、取りあはず日本國政府において被災者に対して或る程度概算払い、それが計算の上は過払になるか、或いは不足のままで払われるかわかりませんが、一応やはりそういう

形をとつてもらいたい。大体アメリカに對しても、この際概算で補償額というものをお互いに取極めて取りあえず出す、あとから計算の結果、過払であれば払戻すといったような早急の具體的な措置をとつてもらいたいということの質問の趣旨だつたと思ひますが、その点について外務省及び水産庁から御答弁を頂きたいと思ひます。

○政府委員(小瀧彬君) 誠に仰せの通りであります。今生産部長の説明にありまして、全部をはつきりさすというには相当時間がかかります。でありますから、取りあえずは政府のほうで措置をとつて、そうしてアメリカに對しては最終的なものでなしに、中間的にはつきりしたものから要求して行くというやり方しかないだらうと存じます。尤もこの問題は外務省だけでも決定できませんので、現に協議会でもいろいろ相談をしておりますから、その各省で話合つたところに基づいて外務省も行動しなければならぬと考へますけれども、大体のラインは委員長が御指摘になつた通りであります。打合せにおける審議においてもそうした考へ方で進んでおるはずであります。なお打合せの話合の進行ぶりについては生産部長から説明願つたほうがよいと思ひます。

○説明員(永野正二君) 只今御指摘のごさいますように、第五福龍丸の船主並びに乗組員の當面いたしておらず医療の問題及び生活その他の経済上の問題につきましては、非常に事柄が緊急を要すると思ひますので、この問題がアメリカ側との折衝がはつきりいたします前の段階といたしまして、日本政府において適当な措置をとると

いうことが必要であると私も考へておるわけでございます。その線に沿ひまして各省の連絡會議に私もはついでに大体の必要な金額というものは計算をして今協議をいたしておる段階でございますが、そのうち福龍丸の船が、放射能のために使用不能となりましたのでこれが代船を求めなければならぬので、これに必要な経費は大體遠からず政府の責任において予備金支出という形を以て支出されることに相成ろうと存じております。

それから問題は、乗組員の医療に必要な経費及び乗組員の家族の生活費の問題でございますが、医療につきましても一応あらゆる経費、必要な医薬品及びその他いろいろ医療に必要な経費は一応病院側で立替になつておるわけでございます。乗組員の負担は一応かけておらないわけでございます。これにつきましても政府のほうで何らかの措置を急いでいたしたい、実は考へておるのでございます。ただ現在までまだこの医療費の明細な内訳というものが事実調査が済んでおらないように私は聞いております。それから家族の生活費につきましては、これも当然事前に日本政府のほうで措置ができたらい問題なのでございますが、一応政府といたしましては予備金その他の予算上の手続が済みます前の措置といたしましては、地元漁業組合におきまして家族の生活に必要な程度の支出金を出しておられるわけでございます。これは大體政府のほうでは補償をしなければならぬと考へておりますので、差当りの措置として予算その他の手続の面倒のございませぬという方法を臨時にとつておるのでござ

います。この問題もできるだけ早く政府として措置をするようにいたしたいと考へて今折衝をいたしております。

○委員長(森崎隆君) もう一つだけお聞きしますが、例えば第五福龍丸だけについて考へました場合に、直接被害といふのはどの範囲まで考へてございませうか。外務省、又水産庁からもお聞きしたいと思ひます。

○説明員(永野正二君) この原子実験の影響は先ほど申し上げましたように非常にいろいろ方面に少くともその影響が及んでおるわけでございますが、そのうち問題を損害の補償という観点からこのうちどの部分を直接被害と見るべきかという問題は、これは相當実は複雑な問題を含んでおるのでございまして、今後関係各省におきまして十分協議をしなければならぬ問題であるのでございます。私も水産庁として考へます場合に、勿論放射能によつて非常に船が使用不能になる、乗組員が身体に障害を生じ、或いは漁獲物が販売不能になつたり、第五福龍丸は勿論のことといたしまして、それ以外に明瞭にこの原子実験によりまして放射能によつて襲われて漁獲物が販売を停止せられた、これを廃棄せざるを得なかつたというような場合には、その廃棄せられた漁獲物の価格なり、或いは廃棄するために特別に経費及び労力を要しておりますので、そういうものも含めて当然補償の対象にすべきだと考へております。又そのほかはこの原子実験が行なはれてその放射能の問題が生じたために政府、地方団体、或いは漁港、その他の魚を扱います機関において、この対策として

真に必要止むを得ずしていろいろな措置をいたしまして、例えば食品の検査をいたしますとか、或いは襲われたた食品を廃棄する、安全にするような措置をいたしたり、そういうふうな措置等はこれは当然の損害の範囲に属すべきものだと考へておるのでございします。これ以外にもこの問題の影響の波及は非常に広い範囲に及んでおるのでございします。それらにつきましてもどの程度どういう考へ方で取上げるかということにつきましても、いろいろ基礎的な事情の調査を必要とする問題が多いのでございします。それらにつきましても水産庁といたしましては、問題の取上げ方がどういふふうになりますやうな場合でも或る程度の資料なり推算なりというものはできるようにいたさなければならぬと思ひまして、いろいろその方面につきましてもできる限りのことはいたしておるのでございますが、現在の我々の機構の能力といたしましては或る程度限定されておるのでなか／＼急速に全般の調査が完了いたさないののでございします。今後とも十分この点につきましても努力をいたしたい、こう考へております。

○委員長(森崎隆君) この直接被害、間接被害の問題は非常にむづかしい問題であると思ひますが、少くとも当初の問題はつきりいたしまして厚生省との他から適當の措置が完全に講ぜられるに至らなかつた間に起りましたまぐろを中心とする魚の値下り、又売行き不振、こういうふうな問題はやはり私は直接関係すると思ひます。いと思ひますが、そういう点も推算しますので、これは慎重に一つ考へて

してもらいたいと思ひますが、早速に一つこの交渉のプロセスを縮めて頂きて具体的な措置を早く被災者にとるやうに特に要望したいと思ひます。

○森八三三君 今の問題は大体わかつたように思ひますが、この前にも私の意見を申上げて質問を申上げたのですが、今度の被災者の損害というものを補償して行く政府の基本的態度といひますか、これは日本政府が被災をしたことではないので、被災者が直接アメリカに請求をする、それを日本政府は援助をするといひますが、忠告をするといひますが、そういう態度でおられるのか、日本の被災者に對しては、日本政府の先ず責任をとつて処分をして政府と政府との交渉に移して行くといひのか、一体その補償をして行く基本的な態度といひものはどこにありますか。

○政府委員(小瀧彬君) 只今の補償の問題といたしまして、政府のほうで取上げてこの賠償を要求するといひのが政府の考へ方でありまして、但し法律的に申しますれば被災者が不満足を感じてアメリカの裁判所に訴えるといひことは必ずしも排撃されるものではないと考へますけれども、現在日本としては十分こちらの調査を理解せしめて、そうして外交交渉によつて政府として取上げてこの賠償の支払を受けるというやり方をいたしたい、この方針に進むやうに一つ……。

○森八三三君 そうしますと、こういうやうに理解していいのですか、被災者に對しては政府が、日本政府が日本政府の責任で善後措置をしてその結

論を外交交渉によつてアメリカに求めて行くというように理解していいのかどうか。

○政府委員(小龍彬君) 先ほど来申上げておられますように、外交交渉としてはつきりした数字を出して、そうして正式な要求をするということについては多少時間も要するので、必要な措置を政府としてとり、そしてアメリカに對してはこちらの正当とする要求をするということにいたしまして、政府のほうが一応この救済の責任をとつて必要な措置をして、アメリカ側に対しては又國家として賠償要求をすべきものを要求するというやり方をいたす考えでございます。

○森八三三君 そうすると、今私の申上げたような態度であるというように理解をされると思うのですが、そうならばと勿論調査に困難のあることはよく理解できます。他に間接の被害というように目されるもの、これはまあその人の考え方によつて直接という部類に入る部分もできましようが、まあそういう非常に広汎なことでありますので、調査に日時を要することはよくわかります。わかりますが、その調査によつて出て来たものは日本政府の責任ですぐ始末ができて、そのあとにアメリカのほうとの折衝が開始されるという経路がとられてるのじやないか、そうすればもう少し早く行けそうな気がするものであります。ただお話を聞いておきますと、外交交渉、アメリカとの折衝という言葉が随所に出て来るので、私が今御質問をして理解したような態度ではなくて、やはり日本政府の責任で始末をするにしても、始末をする前に米國との折衝が持た

れておるのではないかと感じを非常に強く持つのですが、そうなる基本的な態度というものは、どうもぼやけて来る、何だかこう日本政府のほうではこの程度までどうしてもやつてやりたいという結論が出ましても、それを向うと折衝するということ、そこまで行くのは行過ぎだ、向うで削られて来るということ、その削られた線まで退却して来るということもあるのではないかとこの感じが非常に強く持つのですが、そういうことはございませぬか。

○政府委員(小龍彬君) 或いは説明が徹底しなかつたかも知れませんが、永野生産部長が申しておられますように、今関係各省の打合せでも日本政府としての責任を果さなければならぬ。日本政府として勿論予備金で出すとか、いろ／＼取りあへずの措置をするとか、具体的なのは困難がありますけれども、できるだけ早く措置をするということであつて、一応、アメリカに對する補償、賠償要求のほうとは切離して、そうした措置を講じておるわけでありま。中間的に向うへ補償を要求するというように申しましたのは、はつきりいたしますという結構ですが、それに時間がかかりま。ので、概算と申しますか、直接的に非常に明瞭なものだけを取りあへず向うから払つてもらつて、これから先のほうは更に要求を出すのだということ、この点を明瞭にして米國からも並行的に支払をしてもらう、が併しそれを条件として政府の措置をとるのではなしに、政府は政府の責任としてこの不幸に會つた人に対する措置をするという考え方で進んでおるわけであり

ます。

○森八三三君 そうしますと、日本政府の責任で措置せられて行く、その結論をアメリカとの折衝に付せられた場合に、日本政府の指定した点までアメリカが補償してくれないという点も理論的にはあり得る。仮に百万円補償しようしても弁償がまともになかつたといふと、二十万円というものは日本政府の負担になるということに理解していいの、その場合にはその二十万円分は仮計算であつたのだから被災者から追徴するのだということになるのか、それから若しその二十万円といふものゝ日本政府の負担に帰するということになると、一体予算の措置といふものはどういふ措置をなさるのか。二十九年度予算にはそういう余裕はございせんから、補正予算を出しにならぬのか、財政法等に照らしとてどういふ措置ができるのか、まるまるもらえればこれはまあ一時の立替で、これは僕は疑念を持ちませぬ。持ちませぬが、結果的にマイナスを生じたという場合には、追徴するのせんの、追徴しなければ日本政府の負担になる、その場合には一体予算措置はどうなるのか、財政法上どういふお考えをお持ちなのかという点をお伺いしたい。

○政府委員(小龍彬君) 理論的には今御指摘のように向うからの支払が二十万円減るということがあり得ると思ひます。又場合によりましては見舞金に来て却つて多いことになることもあり得ると思ひます。併し予算の点についてはこの打合せのほうでいろ／＼話しておると存じますが、私個人の見解を申しますれば、或いは非常に日本政府として出さなければならぬものが膨大なものになるならば、補正予算といふものも考え得るでありましようけれども取りあへずは予備費といふものがございませぬから、それで処理できるのではなかつたかと考えます。

○委員長(森崎隆君) 他になければ、次に厚生省にお聞きしたいのですが、その後の被災者の治療状況だけ一応御説明願ひたい、補本環境衛生部長。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。その後の被災者の状況でございますが、すでに一般に先般申上げましたように、福龍丸乗員二十三名はすべて東京に参りまして、うち七名は東大病院、他は国立第一病院に収容されて手当を受けておるわけでございませぬ。東大病院に入院いたしておりますうち三名につきましては、先般御報告申上げましたように、極めて憂慮すべき状態が今日なお続いております。病状は一進一退の状況でございます。これの予後につきましては今こゝではつきりしたことは申上げざる段階でございます。併しながら他の患者、東大に入院しておる者或いは国立第一病院に入院いたしておられる者も、さしたる悪化する傾向もございせん。これらの予後はおおむね心配はないものと考えてよいのではないかと考えておりますが、併しこれらとても放射能物質がかなり体内に吸着されておりますので、今後の推移といふものは特に注意をしなければならぬものと考えておりますが、何分にも甚だ不徹底なお答えになります、的確なる治療方法といふものは、今日まだございせん。世界みならず、日本としても、或いは世界

各国におきましても、初めて取扱う疾病である關係上、甚だ確定的なことを申上げられないのは遺憾でございますが、以上が症状の経過でございます。なおこれらの患者の負担その他につきましても、目下取扱は船員保険の給付の限界を大幅に幅を持たして考えまして、目下それらの治療上等につきましては何ら支障のない現状でございます。一方これらの治療その他に關する経費に關しましては、外務省を通じて目下その補償を要求すべき資料を提出済みでございます。なお生活費等についてはたま／＼船員保険におきまして、当初四カ月間だけは全額が生活費として支給されておりますので、これ又取りあへずの経費には困らぬ現状でございます。又一方患者を持つておる家族といひましては、見舞その他に余分な経費のかかることは当然でございますが、これらにつきましては漁業組合その他にお願いをいたしまして、これ又取りあへずの措置として御迷惑のかからぬような方法を講じておるものでございませぬ。なおこれらの後段の経費につきましても、当然見舞金その他の形で何らかの補償を受くべくこれ又外務省に資料を提出してございませぬ。

○委員長(森崎隆君) もう一つ楠本さんにお聞きしますが、このまゝる等に對する検査の精密度ですね。これは何か内地向けに對する検査の度合と、外国輸出向けのまゝるに對する検査のやり方とに多少違いがあるような話があるのかどうかお聞きします。

○政府委員(楠本正康君) 目下国内に水揚げされるものにつきましては、か

ねて御報告申し上げております五港において検査をいたしております。

なおこれとは別に、輸出冷凍まぐろ、並びに罐詰についてもそれ／＼検査を実施いたしております。只今御指摘のように、この間若干検査方法が違ふのではないかといい点でございますが、これらの点につきましては、アメリカ側の要求もございまして、輸出まぐろにつきましては、鰹、或いは内臓等もつづきに検査をいたしております。これが従来若干違つておつたところでありまして、ところが最近国内に入ります、水揚げされるものにつきましても、外部は、表面は何ら変化がなくても、最近鰹等に反応の強く現われるものもありまして、最近はこの点も、国内水揚げにつきましても、鰹等を厳格に検査をいたしております。従つてこれら両者の間に現在におきましては殆んど大差がない現状であります。

なおここで附加えさせて頂きたい点は、私ども当局で国内五港において厳格な検査をしてゐるのだから、これを以て一つ輸出のほうも安全なものと考えてもらいたいことを申入をいたしました。併しながらこれは検査の精密度という点よりも、むしろ輸出産業のいわゆる商業上の見地から是非ともという点もございまして、かような貿易振興上の考慮をいたしました。検査をいたしてゐるわけでもございまして、その点は一つこの辺の事情を酌み取つて頂きたいと存じます。

○委員長(森嶋隆君) 今の点ですが、外国向けは勿論信用が中心でございますから、勿論十分この精密な検査は必

要だと思ひますが、同時にやはり国内向けに対しても、それとちつとも変らない検査が必要だと思つてゐます。ですから輸出向けの商業関係の上から言へば、僕はそういう検査の精密度の度合じやなくて、レツテルを一枚うんと大きなものを貼れば、大きければ大きいほどいいのです、そうして絶対安心という言葉をたくさん書いて、それでやればいいと思つてゐます。検査の精密度の度合じやなくて、内地向けに對してはどうもい加減な検査をして、これで食つて多少犠牲があつても、これはうち／＼だなどと言ふことはとんでもない話だと思つてゐます。だから検査に對しては厳格に、これは外国向けに對しても、又国内向けに對しても厳格にやつて頂く。ただ商業上いろいろ宣伝が必要だとすれば、これは宣伝ですから、スタンプの大きなものを作つて、その上に懇切丁寧に絶対安全だといふことを、これは書いて出せばそれでいいわけですね。そういう点は、検査の精密度の度合を交へると、検査の精密度の度合を交へると、どうかといふことになると、これは非常におかしい問題になると思つてゐます。これは国民から誤解を受ける点があると思つてゐますから、その点は特に厚生省は一つがつちりした、筋の通つたやり方を一つして頂きたいと存じます。

それから通商産業省から来ておられますから、一言お聞きいたしますが、現在冷凍物、罐詰物等の外国向けの物は、例年通り出ておりましたようか。その点一つ一応お聞きしたいと思ひます。それから価格は昨年等に比べて只今

下落しているかどうか、まあこういうつたような点を特にお聞きしたいと思ひます。

○説明員(森日出哉君) 今回の問題について簡単に答えたいと思ひます。事件の起りました当時、アメリカのパン・キヤンパから契約をキヤンセルするといふ話が伝わつて、大分懸念したのでございまして、その後の状態を見ますと、今のところキヤンセルになつたものはないようでございます。それからアメリカに着きましてから、検査しまして、陸揚を禁止されたというものがございませぬ。冷凍罐詰の輸出も例年通り順調に行つておりますし、それから価格も相当高い価格で売られております。

○委員長(森嶋隆君) 有難うございしました。

○秋山俊一郎君 永野さんにお尋ねしますが、今の問題で最近私聞いたことですが、アメリカに輸出してある一等まぐろ、そのうちで相当クレームがあるといふことを聞いてゐるのですが、これは水揚げに直接関係はないのじやないかと思つてゐるのですが、そういう情報をおつかみになつておりますか。

○説明員(永野正二君) 只今森委員長が申しました通り、事件勃発当初、ほんの少量でございますが、キヤンセルになるかも知らんといふのが情報で入つたことがございまして、併しそれ以外にこの問題で輸出のものにつきましてクレームがあつたといふことを、私どもは実は聞いておらないのでございまして、事実をなお調べましてお答えをしたいと思ひますが……。

○秋山俊一郎君 これは恐らく水揚げと直接の関係はないのじやないかと思ひ

ますが、私もその辺はよくわかりませんが、私どもも、従来よりもこのクレームのつづき量が非常に多い。従来五％程度のものは誰も見ておつたらしいのですが、二〇％程度にもクレームがある。それは肉質が、何といひますか、赤いといひますか、黒いといひますか、あるいは、カラといういひますか、そういったような性質のものが非常に殖えているといふようなことを言つてゐるのですが、御承知のように罐詰にするものは、日本では黒くなつたつて、味のいいやつは構わないので、つまりきはだまぐろなんかで肉の非常に赤くなつてゐる。それがオイルすれば黒くなる。そういうものが多くいふこと、かなり向うのほうからクレームがついて来て弱つてゐる連中が、輸出業者にあるようですが、そういうことはまだ水産庁のほうには入つておりませんか。

○説明員(永野正二君) 実は只今の話の、五％くらいであつたものが二〇％になつておるといふことは、本日まで私どものほうでは入つておらないのでございまして、この点は恐らく原料の魚の鮮度の問題が非常に多いと思ひます。最近アメリカ側におきまして相当需要も旺盛でございますし、又日本側といたしましては、きだ等の漁場が大部分遠くまでなつておりました、航海日数も、一部の船においては、相当長いものもあるかと思ひます。そういう関係で、鮮度の関係が恐らくあるのではないかと思ひますが、なお詳細に当業者の事情を調査いたしたい、こう思ひます。

○秋山俊一郎君 私その点を実は懸念してゐるのですが、だん／＼と危険

水域が拡張されるという、非常な迂回をして帰つて来なやならんというやうなことを、従つて鮮度に影響があつておはせぬか、併しこれはその前からのものだったかも知らんですが、まあはつきりしたことを聞いておりましたが、その点一つ若しもこれが原爆実験に關係があるとすれば、これ又大きな問題になりますので、輸出業者について、或いは水産漁業者について、その点一つ水産庁で十分御調査を願ひまして、その事実の御報告を後日頂きたいと思ひます。

○委員長(森嶋隆君) はかに御質疑ございませぬですか。

それではビキニ被災の件は一応今日はこの程度に置いておきまして、次に第一の議題に歸りまして、補助金等の臨時特例に關する件を議題に供します。

この件は先般一応お話しをいたして、いろいろ御意見もあつたのでございまして、今日補助金等の臨時特例等に關する法律案の修正申入に關する件といふのを一応案を作つて見たのでございまして、第一と第二、第三の三項目、第十三条、第十五条、第十六条、全体をやはり通して、その間に程度の差を設けて要求するが、即ち順位をつけてやるか、或いは又このうちの重要なものだけを一つ乃至二つだけをとつて、それを強く要するかといふ問題があると思ひますが、それを讀み上げることを省略いたしまして、直ちに御意見のある方は御意見を頂きたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 私は党のこの特別委員会の委員でもありますので、従いま

して、私もこの委員会において発言もしておるわけですが、勿論私どももいたしましては、この三つの補助金の問題は、いずれも重要な問題であり、これを削減される、或いは停止されるという事は、決して同意をしておるわけじゃございませんが、併し二十三に亘る各法律に對しまして、いずれも議員としては満足はしていないと思ひますけれども、今日の国家財政等のことを考えますと、ことごとくを期待するわけにもなかつ、行かんのじやないか。で私自身といたしましては、この水産関係の三つの法案について、それが最も重要であるかということを考えて、その重要なものを取上げて、強力に推すということが、目的貫徹の一番効果的のものじやないか。これを三つ出しておるものを、三つそのまま存置しとすることになりますと、どうもややもすれば各委員会が所屬省の出先の観があるということをしよつちやう言われるのでありますが、さうなすしりも或いは受けないとも限りませんし、いずれも我々としては残しておきたいけれども、その最も重要なものを一つ残しておる、こういうことに私は考へて來ておるわけでありませう。で一つと申しますのは、十六条の漁船損害補償の問題でございます。御承知の通り、衆議院におきましては、参議院におきましては、現在の漁業経済その他から考へまして、どうしても従来漁業者の長い間の熱願でありましたところの、国庫負担の対象を百トン未満まで引上げてもらいたいというに對しまして、全会一致を以て立法された。而もそれが二十八年度の予算においては、補正等においてこれ

をつけることは困難があるというようなことから、二十九年四月一日を以て発効するということにわざ／＼制定した法律であります。従つて漁業者も二十九年度になれば義務加入として二分の一……、實質的には四分の一になります。二分の一の国庫負担によつて保険料が非常に軽減される、こういうことを大きな期待を持つて待つておつたわけですが、御承知のごとく、最近、もう至る所の海面において、支那東海、黄海方面、朝鮮水域の問題は勿論のこと、最近となつては、太平洋におきまして、漁船の損害はだん／＼と大きくなつて参りました。漁船はそれだけ一般普通保険のほか、拿捕、いわゆる特殊保険、或いは乗組員の給与保険、又は船員に對しましては、小さい船は労災保険であるとか、船員保険であるとかいつたようなものを何重にも負担しておる。これでは到底漁業経済が持たない。この漁業というものは、申すまでもなく、国民保健の上の食糧供給の重大なる使命を持つておる上に、外貨獲得の面にも非常に大きな使命を果しておる産業であります。で、これを救済する意味において制定されたものであり、これが全然一回も実施せられずにそのまま消されてしまふという事は、これはどうしても我々としては納得の行かない問題であります。私はこの点は是非とも存続して行きたい、かような感じを持つております。従ひまして、これにつきましては、私自身といたしましては、三つのうちでこの一部を取上げて強力に推すはうが、これは通ればいいけれども、いづれいけないうといふ、いわゆる二兎を追つて一兎も得ない……、というの

じゃなくて、三兎を追つて一兎も得ないのじやいけないうので、そういう感じを持つております。

○委員長(森崎隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時十七分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

本件につきましては、それでは明日の補助金等の臨時特例等に関する特別委員会におきまして、十分の質疑をした後に、第一、第二、第三の三項目を要求するか、或いは若干の譲歩をするかという事は、その後一つ委員長にお任せを頂きたいと思ひますが、それで御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) そのように取計りたいと思ひます。

本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時三十六分散会

四月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、高知県の魚礁設置費国庫助成に関する請願(第二一六三号)

一、南千島及び根室近海における漁業の安全操業に関する請願(第二一七一号)

一、漁業協同組合育成強化等に関する陳情(第五七五号)

請願者 高知県知事 川村和嘉

紹介議員 木下 源吾君

高知県沿岸漁業の特異性は、魚礁を利用することであつて、戦前においても、毎年少くとも五、六十箇所の魚礁の維持、新設を国庫助成によつて行つてきたものであるが、戦後、漁船数の増加と漁具、漁法の発達に伴ひ、沿岸漁業資源量は急激に減少し、加えて機船底びき網漁船の禁止区域侵犯はこれに拍車をかけ、沿岸漁民の生活は極度に困窮をきたしたため、高知県は、全国にさがかけて、昭和二十四年度から年間約六百二十万円(中補助金二百五十万円)程度の魚礁設置事業を実施して大なる成果を見てゐる。しかしながら魚礁設置を必要とする漁場は年々増加し、底びき網漁船の禁止区域侵入もまたますます増加しているため、魚礁の規模も単に沈船等によるものでなくコンクリート製ケーソン等を使用する必要を生じ、従つて事業費も数千万円を要し、県費だけでは到底実現困難であるから、本年度瀬戸内海漁業に對し魚礁設置費として国庫助成したと同様、本県にも強力なる国庫助成の措置を講ぜられたいとの請願。

第二一七一号 昭和二十九年三月三十一日受理

南千島及び根室近海における漁業の安全操業に関する請願

請願者 北海道根室郡根室町字本町三ノ一七 富樫衛

紹介議員 木下 源吾君

北海道根室地方の近海沿岸漁業者は、戦後千島、歯舞諸島の豊富な漁田を失つた上、これらの島から引揚げた同胞

を迎え、きわめて狭い海域で操業するため、漁業資源の枯渇がはなはだし、加うるに漁船の捕獲事件が絶えないので、沿岸漁業の衰退はもとより、経済的破局を見ることも必然的な実情にあるから、根室近海沿岸漁業者が、安んじて漁業の操業ができるよう、(一)南千島及び色丹、歯舞諸島周辺海域における、安全操業、(二)捕獲の早期帰還等実現の措置を講ぜられたいとの請願。

第五七五号 昭和二十九年三月二十九日受理

漁業協同組合育成強化等に関する陳情

陳情者 長崎県南松浦郡山村漁業協同組合長理事 才津 新造外二名

沿岸漁業振興のため、(一)漁業協同組合を強化し、共販事業を確立すること、(二)漁業用燃料を確保すること、(三)組合に對する諸税を全廃すること、(四)不正漁業の取締を強化すること、(五)漁業災害補償制度を確立すること、(六)漁港修築国庫助成金を増額すること、(七)季ライン設定に伴う転業資金を交付すること、(八)小型機船底びき網漁業者の転業資金を増額すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。